

国保・後期

## 後期高齢者医療制度・国民健康保険の加入者へ 人間ドックなどの費用助成の変更

4月から、後期高齢者医療制度と国民健康保険の加入者を対象に行っている人間ドックなどの費用助成について、次のとおり変更します。

### ●変更後の助成要件

- 対象者** 後期高齢者医療制度または国民健康保険加入者で次の要件を満たす方
  - ・後期高齢者医療保険料または国保税の滞納がない
  - ・市が実施する健康診査を受診していない

### ▼対象となる必須検査項目

- ・人間ドック：特定(基本)健診の検査項目
- ・脳ドック：特定(基本)健診の検査項目+脳MRI・MRA
- ▼**申請期限** 受診日の属する月の翌月から12カ月以内
- ▼**助成回数** 1年度につき1人1回まで(人間ドックと脳ドックの重複申請は不可)

### ▼注意事項

- ・次の場合は助成できません。
  - ・受診結果の提供に同意がない。
  - ・必須検査項目を実施していない。

### ●後期高齢者医療制度の人間ドック等受診助成額の減額

これまで、国や県からの補助金を活用して事業を実施してきましたが、この補助金が段階的に減額されている状況を踏まえ、市の後期高齢者医療制度人間ドック等受診助成金についても段階的に減額します。

受診区分		助成額(4月～)
北播磨総合医療センター	日帰り	12,000円
	1泊2日	20,000円
その他の医療機関	日帰り	受診費の2分の1(上限9,000円)
	1泊2日以上	受診費の2分の1(上限10,000円)
脳ドック		9,000円

国民健康保険の方は、変更ありません。

問(市)医療保険課

財政健全化

## 財政健全化の一環で事業を見直し

### ①高齢者温泉施設等利用助成事業を廃止

70歳以上の希望する方に対する温泉施設等利用助成券の交付を3月末で終了し、4月以降の交付は行いません。

### ▼廃止理由

- ・個々の事情により利用できない方もいるため公平性に欠ける。
- ・市内にさまざまな施設があるにも関わらず温泉施設などの利用にのみ助成することは公平性に欠ける。

### ②軽度生活支援事業の廃止

65歳以上の一人暮らし高齢者または高齢者のみの世帯に対し、植木の剪定や庭の草刈りの費用を助成する軽度生活支援事業を3月末で終了します。

### ▼廃止理由

- ・シルバー人材センターの会員数減少などで、事業の継続が困難。
- ・対象世帯が植木や庭の保有者であるため公平性に欠ける。

### ③運転免許証を自主返納した65歳以上の公共交通利用助成が1回限りの交付に変更

運転免許証を自主返納した65歳以上の高齢者への公共交通利用助成(1万円相当)が、「毎年交付」から「免許証自主返納後1年以内の申請で1回限りの交付」へ変更になります。詳しくは、広報みき2月号9ページをご覧ください。

免許証自主返納した方、または免許証自主返納後、令和4年度中に1年が経過する方で、令和4年度中に交付申請をしていない方は、3月31日までに申請すると助成券を受け取ることができません。なお、代理の方でも申請できます。

### ▼必要書類

- 警察から発行される「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」



問(市)福祉課 総務・高齢者福祉係  
②(市)介護保険課 介護予防係

後期医療

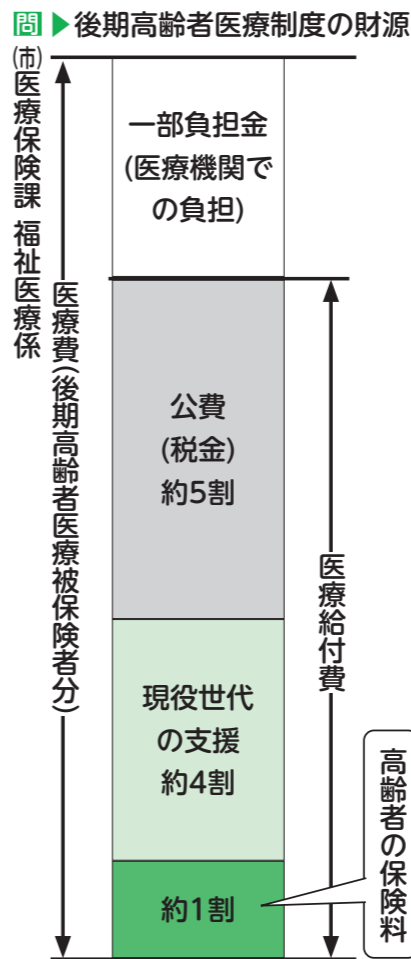
## 後期高齢者医療制度加入者の方 3月は第9期(今年度最終)の納付月

保険料の納め忘れや自宅に納付書が残っていないか、確認をお願いします。年金からの天引きや口座振替で納付されている場合、納付書はありません。

期限内に納付が困難な方は、必ず納期限までに相談してください。

▼なぜ高齢者も保険料を負担するの？

後期高齢者医療制度は、医療費



が増大する傾向にある中で、医療機関に支払う一部負担金だけではなく、公費(税金)や現役世代からの支援もあり、社会全体によって成り立っています。高齢者と現役世代の負担を明確で公平にし、わかりやすい制度とするため、高齢者にも一部負担金とは別に医療給付費の約1割を保険料として負担していただきます。

問(市)医療保険課 福祉医療係

## 人権擁護委員が就任しました

1月1日に人権擁護委員が法務大臣から委嘱されました。

▼人権擁護委員 森田直道さん  
問(市)人権推進課

医療費

## 高校生などの入院費を助成

令和4年7月から高校生<sup>※1</sup>の入院医療費を無償化しました<sup>※2</sup>。

受給者証の発行を希望する方は申請してください。受給者証を提示せずに窓口負担を支払った場合は、申請により還付します。

なお、母子家庭等医療費受給者証または重度障害者医療費受給者証をお持ちの方は、受給者証を医療機関で提示し窓口負担を支払い後、申請により還付します。

また、4月1日から高校1年生になる方(平成19年4月2日～20年4月1日生)の申請も受け付けています。

※1 18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。高等学校に通っていない方も対象

※2 入院時の食事代、差額ベッド代などの保険診療外は対象外

▼申請場所 市役所3階 医療保険課、吉川支所 健康福祉課

▼必要な物 対象者の健康保険証

問(市)医療保険課 福祉医療係



## 3月は自殺対策強化月間

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、気持ちがあふぎ込んでいませんか？健康・経済・就労・家庭・学校・人間関係など、悩みを抱えているなら、まず相談してください。本人以外の家族や友人、知り合いからでも相談してください。

◆こころの相談窓口

☎89・2471

月～金曜 午前9時～午後5時

・兵庫県のちと心のサポートダイヤル

☎078・382・3566

月～金曜 午後6時～翌午前8時

30分、土日祝 24時間

問(市)障害福祉課 障害者支援係

